条件付一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、条件付一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。
令和８年１１月４日

伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会
会　長　江　口　恵　美

１　入札に付する事項
(1) 物　品　名　　令和８年度鳥獣被害防止総合対策交付金
　　イノシシ捕獲用箱わな
(2) 購 入 物 品　　イノシシ捕獲用箱わな（詳細は、別紙仕様書）
(3) 数　　量　　４２基
(4) 納 品 場 所　　３６基は、佐賀県猟友会伊万里支部が指定する場所
　　６基は、有田町役場（有田町立部乙２２０２）
(5) 納 入 期 限　　令和９年２月２６日（金）

２　入札方法
　条件付一般競争入札

３　入札に参加する者に必要な資格
本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
(1) 次のいずれかに該当する者であること
　ア　佐賀県内に本店を有する者
　イ　県外に本店を有し、佐賀県内に事業所を有する者（イの場合は、４入札参加申請の(5) のクの委任状により、県外の本店より委任を受けた佐賀県内の事業所が入札に参加できる。）
(2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない
　ア　４に定める入札参加申請書を提出していない者
　イ　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者
　ウ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者
　エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行う者
　オ　この公告の日から入札の日までの間に、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けている者
　　（ア）伊万里市による指名停止等の措置

（イ）有田町による指名停止等の措置
（ウ）佐賀県による指名停止等の措置

カ　市町村税（入札参加者の所在地が、伊万里市内であれば伊万里市税、有田町内であれば有田町税）に未納がある者

キ　佐賀県税、国税に未納がある者

ク　経営状態が著しく不健全である者

4　入札参加申請

入札に参加を希望する者は、事前に入札参加の申込みを行うこと。

なお、伊万里市・有田町いずれにも入札参加資格審査申請を提出していない者が、入札に参加を希望する場合は審査の都合上、(5) 提出書類イの誓約書を１１月１１日までに提出を行うこと。

(1) 受付期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１６日（月）

(2) 受付時間

午前８時３０分から午後５時００分まで

(3) 受付場所

伊万里市立花町１３５５番地１

伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会入札業務執行委員会

（伊万里市農業振興課内）

電話　０９５５－２３－２５５７（直通）

(4) 提出方法

次項に掲げる書類を提出すること。なお、郵送の場合は、発送後に必ず電話で連絡すること。

(5) 提出書類

ア　入札参加申請書

イ　誓約書

ウ　営業概要書

エ　業務経歴書

オ　納税証明書（市町村税・県税・国税の滞納のない証明書）

カ　身分証明書（市区町村が発行する証明書。法人の場合は、商業登記簿謄本（法務局が発行するもの））

キ　賃借対照表及び損益計算書

ク　委任状（県外の本店より委任を受けた佐賀県内の事業所が入札に参加する場合に提出）

ケ　契約に係る指名停止に関する申立書

コ　その他提出を必要とするもの（別紙提出書類一覧表）

(6) 注意事項

提出された書類については返却しないものとする。

5　入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無については令和８年１１月２４日（火）までに書面により通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知する。

6　仕様書等に対する質問及び回答

仕様書、入札等の質疑については、所定の様式によりファックスで提出すること。なお、ファックス送信後、当該質問書の到着を確認すること。

(1) 質問期間　令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１６日（月）

(2) 質問先　　伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会 入札業務執行委員会
（伊万里市農業振興課）
ＦＡＸ　０９５５－２３－２４７４

(3) 回答期限　令和８年１１月１９日（木）

7　入札及び開札の日時

(1) 入札　令和８年１１月３０日（月）午前１１時

(2) 開札　入札後直ちに行う。

8　入札及び開札の場所

伊万里市立花町１３５５番地１
伊万里市役所　別館１階　第３会議室

9　入札参加の際に必要な書類等

(1) 入札書

入札金額(イノシシ捕獲用箱わな４２基)、日付、入札者を記入・押印のうえ、入札当日提出すること。なお、入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(2) 委任状

代理人が入札する場合、委任状を提出すること。委任状の印鑑（代理者の印鑑）と入札書の印鑑は同一であること。

(3) 印鑑

※ 入札参加申請書、入札書等で使用したもの。(すべての提出書類には同じ印鑑を押印すること。)

(4) １０で定める入札保証金及び入札保証金預入書

１０　入札保証金

(1) 見積もる入札金額の１００分の５以上の金額とする。ただし、伊万里市契約規則

第９条第１項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部を免除することができる。なお、伊万里市契約規則中「市」とあるのは「協議会」、「市長」とあるのは「協議会会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

また、伊万里市契約規則第９条第１項第２号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、該当する契約に関する契約書の写し（表紙、金額・期間等の主要ページ及び署名押印ページ等、必要な事項が確認できる部分のみの抜粋・写しで可）を提出すること

(2) 入札に参加する者は、入札保証金預入書に前項の金額を添えて、入札開始前に現金又は伊万里市及び有田町内の支店等で換金できる小切手で納付すること。

(3) 落札者以外の入札保証金は、納付時に渡す入札保証金預り証と引換えに返還する。

(4) 落札者の入札保証金は、契約を締結した後に返還する。

(5) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

(6) 入札保証金の返還の際には利息を付さないものとする。

１１　入札要領

(1) 代理人をもって入札する場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。

(3) 事由のいかんにかかわらず、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 出欠の確認のときに入札場所にいない者は、入札に参加することはできない。

１２　入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に関し不正行為を行った者

(3) 入札書について、入札金額が訂正されたもの又は入札金額、氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるものを提出した者

(4) 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

(5) １人で２以上の入札をした者

(6) 代理人で委任状を提出しない者

(7) その他入札に関する条件に違反した者

１３　入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがある。これらの場合において、入札者又は入札に参加しようとする者が損失を受けても、本協議会は補償の責を負わない。

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

(1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

(2) 地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。
(3) 事業の廃止、変更その他必要があると認められるとき。

１４　開札

(1) 開札は、入札後直ちに行う。
(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は２回とする。
(3) ２回の再入札においても落札者がない場合は、２回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

１５　落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、くじをもって落札者を決定する。

１６　契約の締結

(1) 落札者は、落札の日から５日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に、事項に定める契約保証金を納付し、売買契約を締結すること。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとする。
(2) 売買代金は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。
(3) 契約保証金の額は、売買代金の１００分の１０（当該売買代金が１，０００万円を超える場合は、１，０００万円までの部分については１００分の１０、１，０００万円を超える部分については１００分の７）以上の額とする。ただし、伊万里市契約規則第３２条第１項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、または一部を減額することができる。なお、「伊万里市契約規則中「市」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする」。
(4) 契約保証金は、契約履行後一定の期間内に返還する。
(5) 契約保証金の返還の際には利息を付さない。
(6) 契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担とする。

１７　支払方法

(1) 前金払　　無
(2) 部分払　　無
(3) 精算払　　国の補助金交付後になるため、令和９年３月末を予定。

１８　物品の納入

物品の納入期限は令和９年２月２６日（金）とするが、農作物被害の軽減を図るため早急にイノシシの個体数調整を実施する必要があるので、準備が出来しだい納入すること。

納入場所は、１　入札に付する事項のとおりとする。

１９　納入後の対応

アフターサービス等納入後の対応については、誠意をもって対応すること。

また、物品の所有権が移転した後でも１２ヶ月間は、その隠れた瑕疵について協議会の指定する期日までに無条件で補償すること。

２０　その他

この説明書に記載のない事項については、別途協議する。

２１　問い合わせ先

（入札について）

伊万里市立花町１３５５－１

伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会 入札業務執行委員会

（伊万里市農業振興課内）

電話　　０９５５－２３－２５５７

ＦＡＸ　０９５５－２３－２４７４

E-mail　nougyousinkou@city.imari.lg.jp

入 札 参 加 申 請 提 出 書 類 一 覧 表

書類番号	書　類　名		内　　容		交付場所等	法人	個人	コピー
1	**入札参加申請書**		申請者作成		申請者で記入	○	○	**不可**
2	**誓約書**		申請者作成		申請者で記入	○	○	**不可**
3	**営業概要書**		必要事項を記入		申請者で記入	○	○	**不可**
4	**業務経歴書**		必要事項を記入		申請者で記入	○	○	**不可**
5	**納税証明書** **（「滞納（未納」）がない証明書** （注1）	市町村税（伊万里市税又は有田町税）	入札参加者（注2）の所在地が、伊万里市内であれば伊万里市税、有田町内であれば有田町税、それ以外であれば不要		各市町村の税務担当課窓口	△	△	**可**
		佐賀県税	佐賀県税の納税証明書		各県税事務所	○	○	**可**
		国税	税務署様式	（その３の３）法人	各税務署	○	×	**可**
				（その３の２）個人		×	○	
6	**登記簿謄本**（注１）		商業登記		法務局	○	×	**可**
	身分証明書（注１）		市町村が発行する身分証明書		本籍地の市町村	×	○	**可**
7	**貸借対照表及び損益計算書**		本申請書を提出する直前の決算期におけるもの（個人の場合は、納税申告書及び決算書の写しでも可）		申請者	○	○	**可**
8	**委任状**　（注３）		県外に本店を有し佐賀県内に事業所を有する場合は、本店からの委任状が必要		申請者	△	△	**不可**
9	**契約に係る指名停止に関する申立書**		別記様式第６号で作成		申請者	○	○	**不可**
１０	**定形長３封筒**（入札参加資格確認通知書送付用）		住所、氏名を明記し、**１１０円切手を貼付**のうえ提出		申請者	○	○	

○：提出を必要とするもの、 △：該当する場合のみ提出を必要とするもの、×：提出を必要としない

（注１）納税証明書、登記簿謄本、身分証明書は**３ヶ月以内に発行されたもの**を提出すること。

（注２）入札参加者とは、佐賀県に本店を有する者、又は県外の本店より委任を受けた佐賀県内の事業所である。

（注３）委任状に代え、入札・契約等の権限が証明できる書類でも可とする。